

新規制基準

対策は後でね

2015年11月13日から12月13日までこんなパブリックコメントがおこなわれています。

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（案）に対する意見募集について

参考資料①

これ、一部で報道があった原発のテロ対策として義務づけられている施設を設置するまでの猶予期限を延ばす、という話です。

どの施設？

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

参考資料②

第42条

工場等には、次に掲げるところにより、**特定重大事故等対処施設**を設けなければならない。

- 1 原子炉建屋への**故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して**その重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
- 2 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること。
- 3 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであること。

第57条

- 2 発電用原子炉施設には、第33条第2項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための**常設の直流電源設備**を設けなければならない。

3系統目

何が変わる？

新規制基準の施行日から5年間の経過措置期間

参考資料① 別紙1

具体的には
2018年7月7日
まで

新規制基準に適合するための本体施設等に係る

工事計画認可の日から5年間の経過措置期間

ん？

そもそも、なぜ経過措置があるの？

参考資料① 別紙1

特重施設等は、発電用原子炉施設について、それ以外の施設及び設備によって重大事故等対策に必要な機能を満たした上で、その信頼性を向上させるための

バックアップ対策として求められるものであるが、**施設を新たに設置するため**には審査、工事等に**一定の時間が必要**である。

このため、一律に新規制基準の施行日から**5年間の経過措置期間を設けた**ものである。

つまり。。

とりあえずこの対策なしで運転して大丈夫と？

参考資料① 別紙1

特重施設等は、信頼性向上のためのバックアップ対策であり、これを有しないプラントについて、**本体施設等が新規制基準に適合していれば、それによって重大事故等対策に必要な機能は満たされている。**

なぜ

さらに経過措置期間を延ばすの？

参考資料① 別紙1抜粋

特重施設等について審査を進めるためには、新規制基準に適合するための本体施設等に係る許認可において、本体施設等の設計条件等が確定されることが前提となる。



本体施設等の工事計画認可後に本格的な審査を行うこととなる。



現時点では、**全般的に本体施設等に係る新規制基準への適合性審査が当初の見込みよりも長期化していることに伴い、特重施設等の審査着手が遅れ**



経過措置期間内に特重施設等の完成や検査の完了まで見込めていないプラントがほとんど



本体施設等の許認可については、プラントごとに審査の進捗が大きく異なっており、**経過措置の起算点はその状況に応じて設定することが合理的**

ちなみに

今、実際に申請が出ている特重施設は？

参考資料③④⑤

関西電力	高浜	3号機(1985), 4号機(1985)
東京電力	柏崎刈羽	1号機(1985), 6号機(1996), 7号機(1997)
電源開発	大間	1号機(建設中)

※ (カッコ) 内は運転開始年

少しだけ感想を

原子力規制委員会の組織理念っていうのが規制委員会ホームページに出ています。(参考資料⑥)

原子力規制委員会は、(中略) 我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、**国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。**(後略)

今回の変更(そもそも経過措置があること自体)はこの理念に沿ってますか? 『国民の安全を最優先に』考えてますか?

「規制基準には含まれてるけど、実際にこれらの施設を作るとなると電力会社も大変だし、審査するこっちも大変なんだよねえ。まあバックアップだし、5年くらいはこの施設無くても大丈夫でしょう。。」
っていう態度ですよ。電力会社、そして自分たちのことを最優先にしてるようにしか見えません。

参考資料

① e-pubパブリックコメント「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則(案)に対する意見募集について」
http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198271011&Mode=0

② e-pub「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H25/H25F31901000005.html

③ 関西電力HP プレスリリース2014.12.25「高浜発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設に関する原子炉設置変更許可申請について」
http://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2014/1225_2j.html

④ 東京電力HP プレスリリース2014.12.15「柏崎刈羽原子力発電所の特定重大事故等対処施設に関する原子炉設置変更許可申請について」
http://www.tepco.co.jp/cc/press/2014/1244842_5851.html

⑤ 電源開発HP ニュースリリース2014.12.16「大間原子力発電所に係る新規制基準への適合性審査の申請について」
http://www.jpowers.co.jp/news_release/2014/12/news141216.html

⑥ 原子力規制委員会HP 原子力規制委員会の組織理念
http://www.nsr.go.jp/nra/gaiyou/idea.html